

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱

平成28年2月29日	観観産第690号
平成28年4月11日	国総支第2号 国鉄都第6号-1 国鉄事第9号 国自旅第5号 国海内第2号 観観産第1号 観参第6号
平成28年6月10日	国総支第23号 国総物第16号 国鉄総第50号 国鉄都第36号 国鉄事第70号 国自旅第49号 国海内第27号 国港産第26号 国空ネ企第34号 国空事第1087号 観参第49号
平成28年11月28日	国総支第43号 国総物第64号 国鉄総第184号 国鉄都第73号 国鉄事第198号 国自旅第208号 国海内第106号 国港総第302号 国空ネ企第126号 国空事第4463号 観参第186号
平成29年3月15日	国総支第61号 国総物第101号 国鉄総第296号 国鉄都第132号 国鉄事第319号 国自旅第378号 国海内第173号 国港総第491号 国空ネ企第169号 国空事第7252号 国空環第78号 観参第266号
平成30年3月28日	国総支第63号

	国総物第144号
	国鉄総第326号
	国鉄都第178号
	国鉄事第257号
	国自旅第295号
	国海内第188号
	国港総第598号
	国空事第1073号
	国空業第166号
	観産第830号
	観参第295号
平成30年10月4日	国鉄総第201号
	国自旅第159号
	国海内第66号
	国港総第344号
	国空事第827号
	国官参空第23号
	観参第270号
平成31年2月19日	国総支第43号
	国鉄総第344号
	国自旅第23号
	国海内第207号
	国空事第1482号
	国官参空第63号
	観産第641号
	観参第603号
平成31年4月26日	国総支第15号
	国総物第14号
	国鉄総第46号
	国鉄都第40号
	国鉄事第44号
	国自旅第32号
	国海内第23号
	国港総第62号
	国空事第140号
	国官参空第12号
	観産第22号
	観参第106号
令和元年6月25日	観参第286号
令和2年2月13日	観産第746号
	観参第1012号
令和2年3月30日	国総地第71号
	国総物第694号
	国鉄総第474号
	国鉄都第230号
	国鉄事第435号
	国自旅第317号

	国海内第122号
	国港総第691号
	国官参空第102号
	観観産第928号
	観参第1210号
令和2年4月7日	国総地第3号
	国鉄総第2号
	国鉄都第16号
	国鉄事第4号
	国自旅第1号
	国海内第2号
	国海外第1号
	国港総第5号
	国官参空第1号
	観観産第2号
	観参第4号
令和2年7月3日	国総地第38号
	国総毛第19号
	国鉄都第54号
	国鉄事第104号
	国自旅第84号
	国海内第30号
	国海外第71号
	国官参空第46号
	観観産第231号
	観参第354号
令和2年11月5日	国総地第78号
	国総毛第74号
	国鉄総第272号
	国鉄都第121号
	国鉄事第313号
	国自旅第265号
	国海内第174号
	国海外第180号
	国港総第403号
	国空総第668号
	観観産第1324号
	観参第781号
令和3年3月2日	国総地第100号
	国鉄総第398号
	国鉄都第187号
	国鉄事第670号
	国自旅第427号
	国海内第210号
	国海外第284号
	国港総第623号
	国空総第1054号

	観観産第1865号
	観参第1127号
令和3年3月30日	国総地第116号
	国鉄総第472号
	国鉄都第273号
	国鉄事第835号
	国自旅第492号
	国海内第229号
	国海外第315号
	国港総第769号
	国空総第1170号
	観観産第2045号
	観参第1270号
令和4年2月8日	国総地第58号
	国総毛第76号
	国総物第82号
	国鉄総第358号
	国鉄都第141号
	国鉄事第612号
	国鉄施第316号
	国自旅第448号
	国海内第253号
	国海外第367号
	国港総第587号
	国空総第1064号
	観観産第319号
	観参第623号
令和4年3月22日	国総地第80号
	国鉄総第432号
	国鉄都第200号
	国鉄事第693号
	国自旅第520号
	国海内第302号
	国海外第410号
	国港総第678号
	国空総第1258号
	観観産第443号
	観参第752号
令和5年2月8日	国総地第83号
	国総毛第99号
	国鉄総第394号
	国鉄都第135号
	国鉄事第629号
	国鉄施第252号
	国自旅第420号
	国海内第119号
	国海外第364号

※本資料は、インバウンド受入環境整備高度化事業の抜粋版となります。

附 則

第1条 この要綱の改正は、令和5年2月8日から施行する。

第2条 省エネ設備等導入支援事業、空港における旅客手続き等環境整備支援事業、交通インバウンド環境革新等事業、インバウンド受入環境整備高度化事業による補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、適正化法及び適正化法施行令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第3条

- 3 この要綱において、「交通インバウンド環境革新等事業」とは、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがあるものとして観光庁が指定する市区町村(以下「指定市区町村」という。)に係る観光地(以下「特定観光地」という。)に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービス(外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第8条第1項により観光庁長官が指定した区間に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。)の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業又は利用者にとっての最適経路による移動手段と観光サービスを一括して提供することで特定観光地における周遊を促すことを目的とする。
- 4 この要綱において、「インバウンド受入環境整備高度化事業」とは、特定観光地における訪日外国人旅行者の周遊の促進及び消費の拡大を図るため、イ及びロに掲げる事業を対象に補助金の交付を行うことにより、受入環境整備を高度化することを目的とする。
 - イ 公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアにおける「まちあるき」や広域的な周遊に係る環境整備を一体的に進める事業(以下「面的整備事業」という。)
 - ロ 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある観光拠点施設における拠点機能の強化を図る事業(以下「拠点機能強化事業」という。)

(定義)

第4条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 市区町村とは、市町村及び特別区をいう。
- 二 観光拠点施設とは、訪日外国人旅行者が特定観光地の情報収集及び周遊の拠点として活用することを目的として来訪する施設をいう。

(補助対象期間)

第5条 令和4年度第二次補正予算における省エネ設備等導入支援事業、交通サービス利便向上促進事業、インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業、空港における旅客手続き等環境整備支援事業、交通インバウンド環境革新等事業、インバウンド受入環境整備高度化事業及びインバウンド安全・安心対策推進事業の補助対象期間は令和5年2月8日から令和5年3月31日(繰越明許により繰越された場合については令和6年3月31日)までとする。

(補助対象事業等)

第6条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下、本附則にお

いて「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

10 インバウンド受入環境整備高度化事業の補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表6及び附則別表6の2に定めるものとする。

(補助金の額)

第7条

6 インバウンド受入環境整備高度化事業において国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表6及び附則別表6の2に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(事業実施計画の策定)

第9条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業の実施に当たっては、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局、沖縄総合事務局、関係省庁地方支分部局、都道府県及び関係事業者団体等を構成員とする地方ブロック毎に設置される会議(以下「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」という。)において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画(以下「事業実施計画」という。)を策定し、当該計画を国土交通大臣(以下「大臣」という。)に提出しなければならない。

2 前項の事業実施計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の現状(地方ブロック内の訪日外国人旅行者数、外国人延べ宿泊者数等を含む。)と課題
- 二 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の見込み、新たな交通網の形成等
- 三 地方ブロックにおいて推進する観光施策
- 四 前号の観光施策を効果的に推進するため、実施しようとする事業
- 五 前号の事業の達成状況を図るための指標及び当該指標の目標

3 大臣は、提出された事業実施計画に対して、必要に応じ、次に掲げる観点から助言した上で、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。

- 一 事業実施計画が政府全体の観光施策と整合していること
- 二 実施しようとする事業が合理的であること

4 第1項の事業実施計画を変更しようとするときは、大臣に提出しなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(補助金交付申請)

第10条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第7-1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第11条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第7-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第12条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第7-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
- 二 附則別表5に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第7-4による変更届を大臣に届け出なければならない

い。

3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

第13条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第7-5による交付決定変更通知書を補助対象事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第14条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第15条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第7-6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7-7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第7-8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7-9により補助対象事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

第18条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7-10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第19条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第20条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、附則第11条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
 - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
 - 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

- 第21条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

- 第22条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、補助対象経費により取得した時期又は効用の増加した時期、所在場所及び価格を記載し、補助対象経費により取得した財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

- 第23条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。
- 一 取得財産等の得喪に関する書類
 - 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

- 第24条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

- 第25条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第7-11による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
 - 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者が利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(事業評価の実施)

第26条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価(以下「自己評価」という。)を行い、当該自己評価の結果を、附則第16条本文の規定による完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、交付申請書を提出した地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局(以下「国土交通省地方支分部局等」という。)に報告する。

- 2 空港における旅客手続き等環境整備支援事業による支援を受けた事業については、自己評価等を基に国土交通省地方支分部局等が二次評価を行うこととする。
- 3 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、国土交通省地方支分部局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、国土交通省地方支分部局等が作成した二次評価案について審議する。国土交通省地方支分部局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。
- 4 国土交通省地方支分部局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

第27条 空港における旅客手続き等環境整備支援事業において二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ国土交通省地方支分部局等から国土交通省へ提出することとする。

(受入環境整備高度化計画の策定)

第28条 インバウンド受入環境整備高度化事業における面的整備事業を実施しようとする指定市区町村、都道府県、観光地域づくり法人(DMO)若しくはその候補として観光庁長官の登録を受けた法人若しくは民間事業者又は拠点機能強化事業を実施しようとする観光拠点施設を設置し、若しくは管理する者(以下「高度化計画策定者」という。)は、単独で又は共同して、様式第8-13で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した受入環境整備高度化計画(以下「高度化計画」という。)を策定し、地方運輸局長等を経由して、観光庁長官に提出しなければならない。この場合において、指定市区町村以外の者が高度化計画を策定しようとするときは、あらかじめ様式第8-14により当該特定観光地に係る指定市区町村の同意を得なければならない。

- 一 計画の名称
 - 二 計画の目標
 - 三 計画の期間
 - 四 計画の目標を達成するために必要な事業
 - 五 インバウンド受入環境整備高度化事業の効果の把握及び評価に関する事項
 - 六 その他必要な事項
- 2 観光庁長官は、前項の高度化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日策定)その他の観光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。
 - 二 高度化計画の対象区域における訪日外国人旅行者の周遊の促進及び消費の拡大に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。
 - 3 前項の認定をしたときは、様式第8-15による高度化計画認定通知書を高度化計画策定者に通知するものとする。
 - 4 高度化計画策定者は、前項の規定による認定を受けた高度化計画について次に掲げる事項の変更をしようとするときは、観光庁長官の認定を受けなければならない。
 - 一 高度化計画の廃止

- 二 高度化計画の目標の変更
 - 三 高度化計画の期間の変更
 - 四 第1項第4号で記載された事業の新設又は廃止
 - 五 第1項第4号で記載された事業を実施する補助対象事業者の変更
 - 六 前項に掲げる基準の適合に係る事項の変更として観光庁長官が認める変更
- 5 第2項及び3項の規定は、第4項の変更の認定について準用する。

(準用規定)

第29条 附則第9条から附則第27条までの規定は、附則第28条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により認定された高度化計画に基づき実施されるインバウンド受入環境整備高度化事業について準用する。この場合において、附則第9条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、附則第10条第1項中「様式7-1」とあるのは「様式8-1」、附則第11条第1項中「様式第7-2」とあるのは「様式8-2」、附則第12条第1項中「様式第7-3」とあるのは「様式第8-3」、同条同項第2号中「別表3」とあるのは「附則別表6及び附則別表6の2」、同条第2項中「様式第7-4」とあるのは「様式8-4」、附則第13条第1項中「様式第7-5」とあるのは「様式第8-5」、附則第15条中「様式第7-6」とあるのは「様式第8-6」、附則第16条中「様式第7-7」「様式第7-8」とあるのは「様式第8-7」「様式第8-8」、附則第17条中「様式第7-9」とあるのは「様式第8-9」、附則第18条第2項中「様式第7-10」とあるのは「様式第8-10」、附則第25条第2項中「様式第7-11」とあるのは「様式第8-11」と読み替えるものとする。

別表6(附則第6条第10項関係)

インバウンド受入環境整備高度化事業(面的整備事業)(補助対象事業者等)

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率	
賑わい環境の創出	ナイトタイムエコノミーの環境整備	地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、民間事業者等	ナイトタイムエコノミーの環境整備に要する経費	1/2
	イベント開催等により賑わい拠点となる屋外広場の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	イベント開催等により賑わい拠点となる屋外広場の整備等に要する経費	1/2
新たなニーズへの対応・新技術の活用	ワーケーション環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	ワーケーション環境の整備に要する経費	1/2
	ICTを活用したゴミ箱の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	ICTを活用したゴミ箱の整備に要する経費	1/2
	混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示	地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示の整備に要する経費	1/2
	グランピング環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	グランピング環境の整備に要する経費	1/2
	多様な移動手段の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	多様な移動手段の整備に要する経費	1/2

ストレスフリー・快適な旅行環境の整備	多言語案内の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	多言語案内の整備に要する経費	1 / 2
	観光スポット等の掲示物等の多言語化整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	観光スポット等の掲示物・HP等の多言語化に要する経費	1 / 2
	無料公衆無線LAN環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	無料公衆無線LANの整備における設備等の購入・設置に要する経費	1 / 2
	飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	多言語対応、先進的決済環境の整備及び多様な宗教・生活習慣への対応力の強化に要する経費	1 / 2
	トイレの高機能化及び洋式便器の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	トイレの高機能化及び洋式便器の整備に要する経費	1 / 2
	手ぶら観光カウンターの機能向上	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	手ぶら観光カウンター（国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものに限る。以下同じ。）の整備に要する経費	1 / 2
ユニバーサル対応	段差の解消	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	観光スポットにおける段差の解消に要する経費	1 / 2
	子供連れ環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	子供連れ環境に資する設備の整備に要する経費	1 / 2
	近距離移動支援モビリティの整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	近距離移動支援モビリティの整備に要する経費	1 / 2
拠点機能の整備・改良	外国人観光案内所の整備・改良	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	外国人観光案内所（日本政府観光局が認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。以下同じ。）の整備に要する経費	1 / 2
	観光スポット情報・交流施設の整備・改良	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	観光スポット情報・交流施設（特定観光地における観光スポットに関する情報提供や、観光スポットに関連した交流機会の提供を目的とした施設であること。以下同じ。）の整備に要する経費	1 / 2

	E V急速充電器の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	E V急速充電器の整備に要する経費	1 / 2
--	-------------	----------------------------------------------	-------------------	-------

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第8-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

別表6の2(附則第6条第10項関係)

インバウンド受入環境整備高度化事業(拠点機能強化事業)(補助対象事業者等)

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率	
新たなニーズへの対応・新技術の活用	ワーケーション環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	ワーケーション環境の整備に要する経費	1 / 3（別表6に掲げる面的整備事業と併せて実施する場合は1 / 2とする。以下同じ。）
	ICTを活用したゴミ箱の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	ICTを活用したゴミ箱の整備に要する経費	1 / 3
	混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示の整備に要する経費	1 / 3
	グランピング環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	グランピング環境の整備に要する経費	1 / 3
	多様な移動手段の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	多様な移動手段の整備に要する経費	1 / 3
ストレスフリー・快適な旅行環境の整備	多言語案内の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	多言語案内の整備に要する経費	1 / 3
	無料公衆無線LAN環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	無料公衆無線LANの整備における設備等の購入・設置に要する経費	1 / 3

	飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	多言語対応、先進的な決済環境の整備及び多様な宗教・生活習慣への対応力の強化に要する経費	1 / 3
	トイレの高機能化及び洋式便器の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	トイレの高機能化及び洋式便器の整備に要する経費	1 / 3
	手ぶら観光カウンターの機能向上	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	手ぶら観光カウンターの整備に要する経費	1 / 3
ユニバーサル対応	段差の解消	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	段差の解消に要する経費	1 / 3
	子供連れ環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	子供連れ環境に資する設備の整備に要する経費	1 / 3
	近距離移動支援モビリティの整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	近距離移動支援モビリティの整備に要する経費	1 / 3
拠点機能の整備・改良	外国人観光案内所の整備・改良	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	外国人観光案内所の整備に要する経費	1 / 3
	観光スポット情報・交流施設の整備・改良	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	観光スポット情報・交流施設の整備に要する経費	1 / 3
	EV急速充電器の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	EV急速充電器の整備に要する経費	1 / 3

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第8-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。